

令和4年(2022年)6月24日

各市町村農業委員会会長
各広域本部長
(農業普及・振興課扱い)
阿蘇地域振興局長
(農業普及・振興課扱い)

様

熊本県農林水産部生産経営局長

農地転用許可申請手続きの適正化について(通知)

このことについて、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」(令和4年3月31日付け3農振第3013号の農林水産省農村振興局長通知)を受け、従前の取扱いを整理し事務の適正化を図るため、今後は下記のとおり事務処理を行うこととしますので通知します。

なお、平成29年4月20日付け農担第102号は廃止します。

記

1 許可申請書の記載について

- (1) 申請者が法人の場合、「氏名」欄にはその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にはその主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2) 記載に当たっては楷書によるものとし、申請者住所、氏名は戸籍謄本又は法人登記簿記載の文字と一致させること。
- (3) 申請人が2人以上で、申請書の記載欄が不足する場合には別紙に記載することができる。

なお、別紙に記載するに当たっては、農地法に係る事務処理要領の様式例第4号の2(別紙1)によることができる。

また、許可を受けようとする土地の所在等の記載欄が不足する場合には、同要領の様式4の2(別紙2)に記載することができる。

- (4) 「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれている場合はその旨を記載すること。
- (5) 申請書は必ず全項目を記入し、該当なき場合はその旨を記載すること。
- (6) 上記(3)以外の項目についても、別紙に記載するときは必ずその旨を申請書に記載し、申請書の項目ごとの標題を別紙に記載すること。
- (7) 申請書の様式のサイズは、A4判とする。

2 添付書類について

- (1) 申請書には、次の書類を添付するものとする。

- ① 法人にあっては、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書（5条申請の譲渡人を除く。）
- ② 申請地に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- ③ 事業計画書
（記載内容はおおむね様式例1の内容が網羅されておくことが必要である。）
- ④ 資金計画書（計画積算資料としての見積書を含む。）
- ⑤ 資金証明書（融資証明書、残高証明書等）
- ⑥ 位置図（1万分の1ないし5万分の1程度）及び周辺状況図
- ⑦ 申請に係る土地の地番を表示する図面（字図等）
- ⑧ 配置図（土地利用計画図 5百分の1ないし2千分の1程度）
- ⑨ 排水計画図（雨水、汚水、生活雑排水を分けて記載すること。）
- ⑩ その他参考となる図面
- ⑪ 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
- ⑫ 申請に係る農地（5条許可の場合は「農地等」）が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- ⑬ 公共財産払い下げ、付け替え等の手続きに関する書類
（用途廃止、申請受理証明書等の交付があれば該当書類の写し。）
- ⑭ 他の法令による許認可等を必要とするものにおいて、その許認可の手続き状況を記載した書類（許認可書が交付されている場合には、その写しを添付すること。）
- ⑮ 所有権以外の権限に基づいて申請する場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地（5条許可の場合は「農地等」）につき地上権、永小作権、質権又は賃貸借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面又は賃借等契約の解約・解除を証する書面
- ⑯ その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。）

(2) (1)の添付書類については、3の(3)に記載の添付書類点検表で必ずチェックすること。

(3) 砂利採取を目的とする許可申請については、別途定める要綱等によるものとする。

3 農業委員会意見書の記載について

(1) 意見書は全項目を記入し、該当のない欄にはその旨を記載する。

(2) 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」に基づき記載すること。

(3) 意見書とともに様式例2の添付書類点検表を記入のうえ提出すること。

4 申請書の提出について

農業委員会は、30aを超える転用案件及び農業委員会が意見を述べるに当たり農業

会議の意見を聴く必要があると認める転用案件については、意見聴取後、速やかに、申請書に農業委員会の意見を付して許可権者に送付する。

また、農業会議の意見聴取を行わない案件については、農業委員会総会后、速やかに、申請書に農業委員会の意見を付して許可権者に送付する。

- 5 農地転用申請書類の確認は、別紙1「農地転用許可申請書についての留意点」及び別紙2「申請書添付書類についての留意点」の要領で行うこと。

事業計画書

1 土地の選定理由

2 事業の目的及び必要性

3 計画概要

(事業面積 転用面積)

(土地利用計画：建設建物又は設置する施設の概要等)

4 給排水計画

(給水方法、給水量及び給水可能性の検討)

(雨水・生活雑排水・汚水のそれぞれの処理方法)

5 被害防除計画

(1) 造成中の被害防除方策

(造成に係る土砂の流出、たい積、崩壊への対応策)

(2) 完成後の被害防除方策

(ガス、湧水、捨石及び粉じん等により付近の農業等への影響の有無・対応策)

(近傍農地への被害防除方策：日照、通風、耕作等への影響及びその対応策)

※ ()内は、最低限の記載内容である。具体的かつ詳細な記載を行うこと。

添付書類点検表（申請人 ）

農業委員会

添付書類	農業委員会			県		
	有	無	該当なし	有	無	該当なし
① 定款若しくは寄付行為の 写し又は法人の登記事項証 明書						
② 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)						
③ 事業計画書						
④ 資金計画書						
⑤ 資金証明書						
⑥ 位置図及び周辺状況図 (1万分の1～5万分の1程度)						
⑦ 土地の地番を表示する図 面(字図等)						
⑧ 配置図 (5百分の1～2千分の1程度)						
⑨ 排水計画図						
⑩ その他参考となる図面						
⑪ 取水、排水同意書						
⑫ 土地改良区意見書						
⑬ 公共財産払下書類						
⑭ 他法の許認可証明						
⑮ 賃借等契約の解約証明等						
⑯ その他	抵当権者等同意書					
	その他()					

農地転用許可申請書についての留意点

- 1 申請年月日
日付の記載及び受付印がないものがあるので留意のこと。
日付は必ず記載させることとするが、受付印は法定添付書類などが整った時点で押印すること。
- 2 申請者の住所、氏名
戸籍謄本、住民票と違ってないか申請者に確認すること。
特に誤字、新旧字体については十分確認を行うこと。
- 3 土地の所在、地番、地目、面積
土地の全部事項証明書で確認すること。
地目の現況は、その土地の今の状況から判断される地目を記載する。
- 4 耕作者氏名又は名称
賃借地の場合は、農地法の適用される賃借地の場合のみ賃借人名を記載すること。
なお、当該小作地であれば、合意解約通知書等の写しが添付書類として必要である。
- 5 転用の目的
具体的に使用目的が分かるように記載してあるか（記載例参照）
- 6 事由の詳細
転用する理由を具体的・明確に記載すること。
- 7 事業の操業期間又は施設の利用期間
永続的な利用期間となっているか。
3年以内の利用の場合には、一時転用の取扱いとなる。
- 8 転用の時期
許可後相当な期間であるか。
他法令の許認可との関係を考慮してあるか。（農地転用許可事務処理の手引きにおける「他法令との調整について」を参照）
- 9 事業又は施設の概要
建築物、工作物のそれぞれの種類ごとに数量、面積をすべて記載する。
植林については樹種、数量を記載する。
- 10 資金調達計画
土地造成、建築等に必要な費用の総額について、資金調達計画に記載する。
添付の資金証明書、融資証明書等が土地造成、建築等に必要な費用の総額以上であることを確認すること。
- 11 被害防除施設の概要
隣接地の状況を記載し、転用に伴って付近の土地、作物、家畜等への被害の生ずるおそれの有無及び被害防除施設について記載する。記載方法は様式例1の被害防除計画を参照し、該当内容のすべてにつき記載を要する。

ただし、様式例1の事業計画書において記載されている場合、申請書中のこの欄は「別紙参照」とすることができる。

12 その他参考事項

都市計画法等他法令の許認可を要する場合は、許認可事項、法令名及び条項を記載する。

また、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」（平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）に基づく「特定建築条件付売買予定地」の場合は、同通知4-(1)に規定する内容を記載すること。

申請書添付書類についての留意点

1 土地の全部事項証明書

- ・ 所有権者、土地の所在、地目、面積、取得年月日、取得原因を確認する。
- ・ 仮登記、抵当権が付いていないかどうかを確認し、付いている場合は登記の抹消を指導し、抹消できない場合は仮登記権者、抵当権者の転用同意書を添付する。
ただし、抵当権の登記の基礎となっている債権額がごくわずか（100万円程度）であるなど転用許可後に当該抵当権の実行がなされても転用目的の実現に支障を及ぼさないと判断される場合には、同意書の添付は要しない。
- ・ 登記簿上の住所と現住所が違う場合には、その住所移転が明らかになる書類（住民票、戸籍謄本の附票）を添付する。
- ・ 相続登記未了の場合は、できるだけ相続登記を完了させるよう指導する。
やむ得ない場合には、土地の全部事項証明書では所有関係が確認できないので、相続関係が確認できる戸籍謄本及び遺産分割協議書等の書類の添付を要する。

2 事業計画書

- ・ 記載内容はおおむね様式例 1 の内容が網羅されていることを要し、事業計画を具体的かつ詳細に記載する。

3 資金計画書及び資金証明書

- ・ 所要額以上の資金証明を添付する。
- ・ 個人の貸付証明に係る分は、貸付者の残高証明を併せて添付する。
- ・ 住宅金融支援機構について、証明書の提出ができない場合には資格の有無を確認する。
（融資手続きの案内を示した通知のはがきの写し又は融資申込書（銀行受付印付）の写しにより確認）
- ・ 勤務先の共済等を利用する場合は、資格証明書を添付する。

4 位置図及び周辺状況図

- ・ 1万分の1ないし5万分の1程度の地図に申請地の位置、付近の状況を表示する。
- ・ 縮尺及びスケールを表示する。
- ・ 都市計画法等の土地利用規制の確認をする。

5 申請に係る土地の地番を表示する図面（字図等）

- ・ 図面には申請地を赤で表示し、申請地及び隣接地の状況（地番等）を記載する。
- ・ 字界の場合には隣接する字まで表示する。

6 配置図

- ・ 建設しようとする建物・施設の面積・位置、施設間の距離、隣接地との距離等を明確に表示する（5百分の1ないし2千分の1程度）。
- ・ 縮尺及びスケールを表示する。
- ・ 当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能。

7 排水計画図

- ・ 配置図と同じ図面に、水流の方向、溜ますの位置をできるだけ明確に表示する。
なお、排水については雨水・汚水・生活雑排水を明確に区分して表示する。

8 その他参考となる図面

- ・ 用・排水路、里道等の付け替えがある場合には、現況及び付け替え図面を添付する。
- ・ 多量の盛土等を要する場合には、必要に応じて造成断面図を添付する。

9 取水、排水同意書

- ・ 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面を添付する。

10 土地改良区意見書

- ・ 申請に係る農地（5条許可の場合は「農地等」）が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過しても意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）

11 他法令の許認可証明

- ・ 他法令の許認可を了している場合には、当該許認可書の写しを添付する。
なお、手続中である場合は、それが分かるものの写し等を添付する。

12 代替地検討表

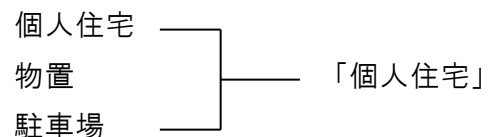
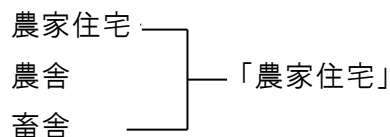
- ・ 代替地については、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

記載例

「転用の目的」の記載例

- ・ 住宅用地 「農家住宅」「個人住宅」「貸家」「アパート」「建売住宅」
「宅地分譲」「特定建築条件付売買予定地」
- ・ 住宅地敷地の拡張 「宅地拡張」
- ・ 物置、倉庫 農業者の場合には「農舎」、その他の場合には「物置」「倉庫」
- ・ 道 「道路」「通路」「農道」
- ・ 山林転用 「植林」
- ・ 資材置場 「建設資材置場」「砂利置場」「コンクリート2次製品置場」
「配管資材置場」等
- ・ 工場 「自動車整備工場」「製材所」「鉄工所」「缶詰工場」
- ・ 駐車場 「月極駐車場」「有料駐車場」
企業等への貸付は「貸駐車場」、自己用については「駐車場」
- ・ 医療施設 ベット数20床以上「病院」
ベット数19床以下「診療所」
- ・ 畜舎等 牛舎 「肥育牛舎」「繁殖牛舎」「乳牛舎」
豚舎 「肥育豚舎」「繁殖豚舎」
鶏舎 「鶏舎（ブロイラー）」「鶏舎（採卵鶏）」
養殖場 「養鰻場」「鮎養殖場」
- ・ 再生可能エネルギー発電施設 「太陽光発電設備」「営農型太陽光発電設備」

・ 付帯施設がある場合



・ 主たる目的が2以上ある場合は列記する。

「個人住宅・レストラン」「個人住宅・貸駐車場」「自動車整備工場・解体車両置場」
「倉庫・事務所」「駐車場・建設資材置場」